

平成 2 8 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 8 年 3 月 1 4 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 に 同 じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 農事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君	農業委員会 会長	高橋正尚君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂碁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項の1つ目は火災防止対策についてです。

まず、冒頭1月12日早朝六郷東根妻の神で住宅から出火、全焼の上、火元の90歳の母親と長男が亡くなられたことに心より哀悼の意を表します。何とも残念であり、悲しくてなりません。また、西隣の向かいの民家にも被害が及び、さらに六郷千畑両地域で850戸ほどが数時間停電した惨事は当町における私たちの記憶に残る住宅火災としては最大級のものではないかと思っております。

現象には、必ず原因があります。身体の動きの機敏さを欠く老人世帯の増加など危険要素がふえる中で再発防止に向けた町の考えを伺います。

質問要旨の2つ目です。財政健全化予算の弊害はないのか。平成28年度予算は一般会計におい

ては膨大化及び多様化する福祉関係の民生費の伸びを1億3,600万円ほどに抑制し、また公債費は町債の繰り上げ償還など財政健全化に向けた取り組みの効果などにより対前年比で1億2,500万円程度の減とするなどリーマンショック以前の水準になってきたと感じています。

さて、普通交付税の一本算定化に伴う財政健全化の取り組みに当たっては、平成27年度の検討項目である通信運搬費などの役務費、施設管理などに要する委託料、またはコピー機などの物品の使用料を平成26年度の決算額に対し5%の削減を目標とし、平成28年度当初予算の編成方針としておりますが、こういう過度の財政健全化予算によって行政サービスの低下または職員の勤労意欲の低下にならない配慮はされているものか伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに火災防止対策についてですが、火災の原因はごみ焼きやたばこの火、コンロやストーブの取り扱い方など不注意を原因とする火災が多数を占めていることから、まずは火災を発生させないという町民一人一人の防火意識の高揚を図ることが必要かつ重要であると考えております。

そのため、町としては今後も消防署や消防団員による防火パトロールを継続するとともに春と秋の火災予防運動期間中の戸別訪問や町広報、防災行政無線等活用した啓蒙活動を展開し、町民の防火意識の啓発に努めてまいりたいと存じます。

また、町では消防法の改正を受けて平成22年度から23年度にかけて補助制度を設けまして住宅用火災警報機の設置を促進しております。その後の自主的な設置もあわせて平成28年2月末現在で火災警報機の普及率は70.4%となっているところです。火災警報機は火災発生時の逃げおくれ防止につながるため、今後もその設置を啓発してまいりたいと存じます。

このほか、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、身体障害者世帯等には希望者に対してですが、ふれあい安心電話を設置しており、火災を関知したときなどは消防署等に緊急通報が入り、発信者宅に出向くなど迅速に対応できる体制を整えております。今後も設置希望を受けて適切に設置を推進してまいりたいと存じます。

また、災害時の避難に支援が必要となる680名の方々については、要援護者台帳を整備しており、既に警察、広域消防と情報共有をしているところです。今後個人情報の取り扱いに対する留意を講じながら消防団や自主防災組織などとも情報共有を図れるよう検討を重ね、迅速な避難を

支援する体制を強化することで被害の防止に努めてまいりたいと存じます。いずれこうした各般にわたる取り組みを総合的に進め、防災及び火災発生時の対応に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

次に、財政健全化予算についてですが、美郷町は合併自治体のあるべき姿を見据えて公共施設再編や学校統合、行政組織機構の見直しや職員定員管理の適正化などさまざまな改革に取り組んでまいったところです。こうした取り組みの結果として、町の財政状況をあらゆる各指標については、改善傾向で推移していることは議員もご存じのとおりです。

しかし、町の歳入における大きな割合を占める普通交付税について、今年度から漸減が始まっており、平成32年度には一本算定に移行することとなっております。また、町村合併の恩恵の一つであります合併特例債の起債期限が平成31年度までとなっております、今後財政における正念場を迎えることとなります。

こうした見通しにおける町財政については、不断の努力で財政健全化に向かっていかなければならないことは皆さんの共通理解と存じますが、その努力の計画性を担保するために平成25年度において行政コストの縮減や住民負担の公平性確保なども含めた財政健全化方針を定めたところです。

この方針に基づく具体的な取り組みについては、課長等で組織するプロジェクトチームで案を作成し、広く町民理解が得られる実践策となるよう町内有識者等で組織する検討委員会でその妥当性等について検討をしていただいているところです。

また、その実践策の内容については、先ほど議員がご発言の分野で具体的に申し上げますと、印刷物を両面印刷化する、あるいはより安価な印刷単価の機種に変更する、あるいは施設消耗品等を一括購入して購入単価を下げるなど、行政サービスの低下を招かない内容となっております。このように行政機関が担うべき行政サービスについては、基本的に低下させないよう今後も意識しながら推進してまいりたいと考えております。

また、行政サービスの質をさらに向上させていくために日本航空との連携による職員の接遇研修や業務にかかる研修を強化していくとともに役場庁舎内の誘導サインを整備するなど町民にやさしい取り組みにも意を払っているところです。

一方、職員の意欲向上については、職員の業務改善提案を継続的に実施しているとともに行政課題に対して職員が自発的に研修する手上げ研修などもかねてより実施しているところです。このように財政健全化を果たしながら担うべき行政サービスについては低下とならないよう、そして職員の意欲低下にならない工夫を講じて今後とも幅広く取り組んでまいりますので、ご理解を

お願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。5番、村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 火災防止のことについて、1件お尋ねいたします。いろいろ組織規模または体制はかなり整備されて万全なこととは思っておりますけど、近所のつき合いが希薄とされる中でお互いに助け合う気持ちというのはかなり薄れてきているのではないかと感じておりました。町では町民との座談会等を何回か実施しておりますので、そういう機会にでも住民等の意見をよく吸収できるように地域の人たちが共助できるような体制づくりに努めてもらいたと思います。そこら辺についてのご意見をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、自助、共助、公助が私ども担うべき行政自治体のサービスの中ではそれぞれの役割分担が必要で、共助という部分は地域の方々がお互いに助け合うという観点として非常に重要であると思っています。議員のご指摘のとおり、住民座談会等においてそうした共助の気持ちを持つことについて啓発をしてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「これで一般質問を終わります」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇熊谷良夫君

○議長（高橋 猛君） 次に、15番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。熊谷良夫君、登壇願います。

（15番 熊谷良夫君 登壇）

○15番（熊谷良夫君） おはようございます。2年半ぶりということでもちょっと緊張しておりますけども、通告に従って一般質問を行いたいと思います。前回は観光を基本とした交流人口の拡大について質問いたしましたが、今回も同様の質問を含めた質問をいたします。

もはや合併後ではないとの認識を強く持ち、誇れる美郷町との認識を深めるとは町長の施政方針の締めくくりの言葉でしたが、まさにそのとおりで次のステップへ踏み出す時にきているものと思われま。合併12年目となり、学校統合の推進などで一体感の醸成は確実に進み、町民にも十分浸透しているものと思われま。

しかし、一体感の醸成ということでややもすればそれぞれの地域の特徴をなくし、平均化してきたようなところもあるように感じられます。これからは過去の歴史に根差したそれぞれの地域

の特徴を生かし、伸ばし、皆が協力して他に打って出るときではないでしょうか。現在大田区を初め東御市など交流は着実に成果を上げております。観光のみならず経済的交流に発展してきております。これをさらに進めることは最優先すべきものと思いますが、違った視点での交流ということで提案し、町長の見解をお伺いいたします。

現在後三年の合戦を通しての横手市や岩手県平泉などと合同でガイドブックやリーフレットの作成、またシンポジウムなどの開催を行って成果を上げてきております。後三年の合戦の壮大なスケールには及びませんが、奥羽山脈を越えた交流の促進を提案いたします。

岩手県和賀町とは人的交流のあったところで、沢内には高橋あるいは深沢などの名字の家が多くあり、千畑との人的交流が古くからあったことがうかがわれます。以前は千畑、沢内の青年が交流会を毎年開催し、善知鳥から入り松坂を通り、兎平で合流し、沢内の青年宅に民泊をして交流を行っておりました。一方、笹峠を通る道は荒川街道と呼ばれ、元六郷町長の畠山久左衛門が明治16年に切り拓いたといわれております。平和街道、現在の国道107号の近道として多くの利用者があったと聞いております。明治26年には正岡子規がここを越え、湯田温泉に泊まり、黒沢尻、現在の北上から汽車に乗って東京に帰った道でもあります。昭和43年には主要地方道花巻大曲線の一部に指定され、翌44年から全長25キロの工事が始まり、あと開通まで3.5キロのところまできております。町民の森から1キロほどいったところにある正岡子規の句碑から入る山道では日本一といわれているナナカマドの木や日帰りで一等三角点へ到達できる黒森山があり、登山愛好家からは隠れた名所として親しまれております。この道が完成すると山岳観光道路として登山客を含めた多くの方の訪問が期待されます。

ことしはいわて国体の開催の年であり、西和賀町でも町の山の美しさを全国の方にアピールしようと南山登山口、真昼岳の兎平登山口、峰越林道登山口までの道路の整備を進めております。また、登山協会や観光協会と協力してガイドマップを作成し、山のガイド案内人の派遣もいたしております。この2つのルートは前にも述べたようにどれも人的交流のあったもので、記憶が薄らぐ前に資料等の整備や交流の働きかけをし、民間を巻き込んでの展開を望みます。

次に、次に、歴史ある建築物の再生と美郷町回遊ルートの確立を提案いたします。

今回佐藤 章氏の生家の蔵の移築事業に着手いたします。また、坂本東嶽邸の離れや蔵などの整備の準備を始めます。六郷の湧水郡の整備も行われます。次には六郷の商家の蔵の整備をすることにより回遊ルートに組み込むことができるのではないのでしょうか。前回も同様の質問をいたしました。改めて提案いたします。町でも調査をして該当するものには住宅リフォーム補助金や耐震診断、耐震改修等の周知を図っていただきたいと思います。お待ちしております。

美郷町には泉質の違った3つの温泉があります。わざわざ秋田市からも行く方が大勢いますよと以前秋田市の方に言われました。美郷町の温泉施設はほかの公共施設のように3施設のうち1つを残し、2つを解体するような方法とは違う性質のものと思われます。以前雁の里温泉のお湯の関係で休館したとき、六郷から通っている多くの利用客から早く開館するよう要望されました。あったか山も、よく効く温泉として親しまれております。町民福祉の向上のためにも3施設とも残すべきと考えております。3施設にはそれぞれ違った特徴があります。それを売り込み、売上げを伸ばす方法として、指定管理者が同じワクアスを含めた4施設に、単なる管理人ではなく責任を持った支配人を置き、積極的な経営、営業の展開を図るべきではないでしょうか。このままでは温泉振興株式会社そのものの経営の安定向上もおぼつかなくなっているものと思われます。積極的な営業展開を期待します。

以上のことについて、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、一体感の醸成について言及しますが、一体感の醸成とは地域の特徴をなくする方向ではなく、社会資本の底上げ整備などによる物理的地域間差異の解消と、それに伴う心理的な一体感を喚起するとともに各地域が育んできた特徴を美郷全体の特色、特徴として認識認知する広い心の持ちようを醸成するものです。これまでこうした認識で各般の取り組みを進めてまいりましたことを、そして例えば株式会社龍角散との連携は地域の歴史に根差した取り組みでありますことに改めてご理解をお願いいたします。

さて、奥羽山脈を越えた交流の促進についてですが、まずテーマとしての交流促進については、議員と同様重要な政策課題であると認識しております。そのため第2次美郷町総合計画のリーディングプロジェクトの中に交流促進プロジェクトを位置づけ、現在のところかねてより交流を継続してきた、例えば大田区との自治体交流や、新規に交流を始めた例えば東御市等の自治体交流を中心に取り組んでいるところです。この取り組みは議員ご指摘の地域の個性を生かし、協力して他に打って出ることと同じ方向であるものと存じます。

一方、議員ご発言の自治体についてもプロジェクトとは別にそれぞれの分野において交流が図られております。具体的には後三年合戦については横手市との連携のもと、議員もおっしゃいましたが、ガイドブックの作成のほか、平泉町から講師をお迎えして交流会、研修会を行っているほか、正岡子規が通った大曲花巻線については議員ご指摘の効果を生かすことも踏まえ、整備に

向けた意見交換会で昨年西和賀町に伺っております。このように現に交流がありますことに、改めてご理解をお願いいたします。

その上でご提案の自治体との地域交流についてですが、基本的に交流については双方の共通理解と共通認識が求められます。その理解や認識合わせがなければひとり相撲になりますので、まずは従前からの交流機会の際に地域交流などについて幅広く意見交換をし、その積み重ねの過程で今後の展開について考えてまいりたいと存じますのでご理解をお願いいたします。

なお、議員ご質問の交流に関する公文書などは残っていませんが、意見交換の際の基礎知識として、かつて交流に関係した方々から内容や状況などをお聞きしておきたいと思っております。

次に歴史ある建築物の再生と回遊ルートの確立についてです。議員ご質問のように来年度は佐藤 章生家の蔵移築改修及び坂本東嶽邸の蔵・離れの改修などを実施したい考えです。これは歴史に裏づけされた由緒ある、あるいは価値ある歴史的な建造物を保存、そして広く活用することで美郷町の魅力をさらに印象づけるとともに歴史や文化を守りながら多様な観光のありようも模索したいためです。そのため整備した後の活用については、当該エリアにある既存の町有施設や観光資源と結びつけて活用していくとともに千畑地域、六郷地域、仙南地域を線として結び、来町された方々が一定時間滞在し、見て、学んで、体験できる町として広く認識してもらえるようにしてまいりたいと考えております。

具体的には坂本東嶽邸の蔵・離れと近くにある松・杉並木及びラベンダー園のエリア、次に酒蔵であった國之譽ホールと名水百選の六郷湧水群及び商店街のエリア、そして佐藤 章生家の蔵とワクアス及び後三年合戦古戦地周辺の山本公園などのエリアを結びつけ、美郷町における観光交流ルートとして多くの方々に認識していただくように努めてまいりたいと考えております。

六郷地区の蔵を観光資源として活用してはどうかのご提案ですが、線としての美郷町の観光等に一定の厚みを増す取り組みと認識いたします。しかし、例えば寺社を観光客に公開するのと同様、所有される方々が公開することについてどういうご意向でいらっしゃるかがとても重要で、そのご意向は今後の展開の考え方に大きく影響を及ぼすものと存じます。そのため、今後公開に供することができる蔵がどの程度あるのか、また所有者の方々の公開に対するご意向はどうかなど佐藤 章生家の蔵及び坂本東嶽邸の蔵・離れに関する事業期間の中で把握するとともに今後展開を検討してまいりたいと存じます。

なお、議員ご指摘のリフォーム事業を初めとする各般の事業については、できる限り周知に努めてまいりたいと存じます。

次に温泉施設の今後のあり方についてですが、議員がおっしゃるとおり、3温泉はそれぞれ特

色があり、取り巻く環境に課題がなければ存続を望むのが当然だろうと存じます。また、それぞれの特色を生かして販売戦略を立て、経営の安定化を図っていくことも公共施設であれ民間施設であれ共通の認識だろうと存じます。

そのため、施設所有者である町の立場でも指定管理者である美郷温泉振興株式会社に対し、各般の経営戦略で温泉施設の安定経営の実現をお願いしてるところです。

また、施設管理に当たっては責任のある職員を配置すべきとのご指摘もそのとおりと存じます。そのため、美郷温泉振興株式会社では支配人に相当する立場として部長職にある職員を各温泉に配置し、各施設の接客や施設の管理に責任を果たしているとのことですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、施設のあり方についてですが、現在温泉施設を含む公共施設について公共施設等総合管理計画の策定作業を行っております。この計画は人口減少と少子高齢化が進んでいる中、今後これまで建設してきた公共施設等が更新時期を迎えることを見通し、その際に必要とする多額の経費が必ずや課題になるとして国より策定を求められているものです。この計画においては、公共施設等の現況と将来の見通し等を判断し、総合的かつ計画的な施設管理に関する基本方針を定めることとしているところですが、その基本方針を踏まえながら今後の公共施設のあり方を全体的に思料していくこととなります。

温泉については、源泉があつての温泉であり、その確保が難しいとすれば、まずはその時点で温泉存続について根幹から考え直さないといけませんし、また基本方針を踏まえた場合、教育や福祉、社会資本や生活環境の維持と比較し、どういう重みで議論すべきかの観点もあるものと存じます。そのため、そのあり方については、今後慎重に検討していくことが求められるものと認識しております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「これで一般質問を終わります」の声あり）

これで、15番、熊谷良夫君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

初めに、人事評価制度について質問いたします。

本年4月施行の改正地方公務員法は自治体に人事評価の導入を義務づけています。評価方法や給与に反映するかどうかは自治体の判断に委ねています。当町では新年度より職員の処遇反映の基礎として活用する新たな人事評価制度を実施していくと施政方針で述べられましたが、給与に反映させていくということでしょうか。評価のあり方や給与への反映の仕様はどのような方法で行うのでしょうか、お伺いいたします。

国の人事評価と同様の能力評価及び目標管理型の業績評価を導入している自治体は2015年5月1日現在55%となっています。人事評価制度を導入するという公務員改革は2001年に閣議決定された公務員制度改革大綱に始まりました。これは1990年代に民間企業で急速に広がった成果主義賃金体系に追随し、新自由主義が席捲したイギリスなどの例も参考にしたものだと言われていま

す。

日本で最初に成果主義を導入したのは1993年の富士通であると言われていますが、98年に成果主義を全社員に適用した直後から業績が悪化し、2002年には赤字が大幅に膨らみました。この失敗から成果主義批判が多く出されるようになり、導入企業は2001年の65%から2012年には40.5%にまで下落しました。

労働政策研究研修機構が2004年と2005年に実施した成果主義についての労働者意識調査では、自社の成果主義が成功しているかとの問いに「はい」と回答した人は、わずか11%でした。なぜ成功していないと考えるのか、これについての回答は、「成果の測定が困難な部署がある」80%、「評価者により評価のばらつきがある」74%、「部門間の業績の違いで個人評価に差が出る」52%など、評価の公平性や信頼性に問題があると指摘する声が圧倒的です。公務員改革のモデルとされたイギリスでは、評価基準を一貫させることが非常に困難である、全職員を対象とするためコストがかかり過ぎる、成果主義賃金が職員のやる気につながらず、むしろやる気を失わせたことなどを理由に、およそ10年前から廃止が始まっています。

人事評価制度については、本来住民福祉の向上を任務とする自治体労働者にはなじまないものだと考えます。特に給与とのリンクとなると評価の公平性をめぐって自治体職員間の分断が起こり、結果的に一部の職員が評価されても大多数の職員がやる気を失ってしまうこと、全体としては賃金独占になるというマイナスの結果になることが危惧されますが、評価の公平性や客観性はどのように担保されるのでしょうか、お聞かせください。

自治体職員の労働は各部署によってさまざまな働き方が求められ、数値などで評点をつけられるものではありません。これまでの人事評価においてどのような指標を用いたのか、またどのような成果があったのか、また課題や弊害はなかったのか、情報公開などの透明性はどのように確

保されていたのかお示してください。

人物評価が給与に反映されることは人間の価値までを賃金ではかることになり、人格を否定することにもなりかねません。給与への反映は厳に行わず、職員相互の信頼と団結で社会福祉の増進に鋭意働ける職場とすることが最も大切なことだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の人事評価制度は、人材育成の観点から業務遂行意欲の向上と組織の活性化を図るため平成22年度から試行してまいりました。その方法は職員の職務上の行動を能力、規律の評価尺度により評価する能力評価と目標管理制度を活用して難易度、達成度により評価する業績評価の2つの指標を用いて実施してきているところです。

評価については、被評価者の自己評価に基づき、上司である評価者が面接を行い、1次評価を決定し、その後2次評価、調整評価と複数による多面的な評価を実施するほか、評価者研修、被評価者研修の実施、評価結果等に関する苦情、相談等の申し出の実施により評価の公平性や客観性を確保するよう努めております。

特に評価者研修については、全ての職員の人事評価が適正に実施される必要があることから試行当初から毎年継続して実施し、評価技能の向上と評価基準の統一に努めてまいりました。また、被評価者についても研修を実施し、評価基準の理解などに努めてまいったところです。

情報公開などの透明性については、評価される項目や基準をあらかじめ明示し、管理上支障がない部分については職員の請求に基づき、その評価結果を原則開示することにより担保してきております。

これまで実施してきた人事評価制度の成果についてですが、職員がみずからの強みや弱みを客観的に把握できることで自己啓発や自己研さんが促進され、結果として人材育成につながっているものと認識しております。

また、人事評価のメリットについては、組織としてのスキルアップが図られること、そして目標、組織目標を具体的に把握することで業務の効率的な遂行を期待できること、職員個々の業務遂行に対する意欲向上や資質向上が図られることであると考えております。

このような中、議員ご指摘のとおり平成26年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を給与その他の人事管理の基礎として活用するものとする、人事評価の結果に応じた措置を講じなけれ

ばならないと規定されました。そのため、来年度より給与その他の人事管理の基礎に活用する人事評価制度を全国で実施することとなったところです。

町としては、これまで実施してきた人事評価制度を基本としながら地方公務員法の規定及び国からの通知も踏まえ、人事評価の結果を勤勉手当及び昇給、その他の人事管理に活用していくこととしております。

その評価については、既に実施している能力評価と業績評価の2項目で行います。1つ目の能力評価は能力面と規律面で評価し、2つ目の業績評価は目標管理の最終評価に基づく総合評価点を判断基準とし、その総合評価点をもって5段階ある総合評価区分を決定、それを踏まえて勤勉手当の成績率及び昇給の号級数に活用することとしております。

なお、職員への人事評価制度の周知については、町職員労働組合と協議を行い、全職員を対象とした説明会を開催しております。

人事評価制度については、職員の人材育成、組織の活性化や職務遂行意欲の向上に寄与することにより、住民福祉の向上につながるものと考えており、人事評価結果を活用することで職員の人格を否定することにつながるものではありませんので、どうかご理解をお願いいたします。

いずれ民間の自主的な取り組みと違いまして法律に基づく取り組みですので、公平性或客観性、透明性にはもちろん留意しながら適切に運用してまいりますので、重ねてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 多くの場合、評価をすることによって公平な処遇、労働意欲の向上、そして能力開発に資する、こういうことだっということがずっと言われてきていますけれども、民間企業でもそうですけれども、人が人を評価して、それに基づいて処遇を決めるっていうことなので、とても危ういものだと思います。評価方法もですけれども、評価のあり方によってはいわれない差別につながることもなりかねません。また、労働意欲の減退につながってしまう、こういうことも危惧されます。こういうことのないように適切なやり方をしていくということだと、そういうふうにおっしゃったことだと思いますけれども、いずれこういう点はいろいろ気をつけてもこの人事評価という本質的なところっていいですか、そういうところでこういうことが起こり得ることだと考えます。いずれ職員が生き生きと働いて、そして質の高い住民サービスを提供できる、こういう運用にすることが大事だと思います。

繰り返しになるかもしれませんが、そういう点でどういう対応をするのかということをもう一度お聞かせください。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問に対するお答えいたしますが、繰り返しのようになります。そうした議員の懸念を発生させないように万全の留意と注意を払って運用していくということですので、ご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 次に、国保税の引き下げについて質問いたします。新年度こそ、ぜひ高過ぎる国保税の引き下げを実現するよう求めるものです。

国が保険者支援として新年度も昨年度と同額1,664億円を支援するとしています。厚労省は被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果だとしています。アベノミクスの経済政策のもと、住民の暮らしは厳しくなる一方です。その中で国保税の重税感は大きく、支払いが国保加入者の家計を重く圧迫しています。払える国保税、そして安心してかかれる医療、これが住民の願いです。昨年度は保険者支援金の活用を前提とした保険税の引き下げが全国で広がりました。保険者支援を一般会計からの繰り入れ削減に使うのではなく、住民の願いに応え、高過ぎる国保税の引き下げに使い、新年度こそあらゆる財源を活用し、負担軽減を図るべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 国保税の引き下げについてですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立し、社会保障・税一体改革の中で保険者の財政支援として保険料軽減対象者枠である2割、5割、7割軽減などを拡充し、軽減分の財源を消費税に求め、保険基盤安定、財政安定化支援等の負担金として交付し、一般会計から特別会計へ繰り出すこととしているところです。

平成28年度においては、議員のご質問にもあったとおり国で1,700億円ほどを予算計上しており、町の当初予算においても増加分を5,000万円ほど見込み計上し、低所得等のために軽減する世帯の財源としてるところです。

さて、その財源を使って税率改正を行い、全体的に負担軽減すべきとのご質問ですが、ご承知のとおり国民健康保険は他の医療保険制度と比較し、年齢構成が高く、加えて低所得の保険者が多いという構造的な問題を抱えております。そのため公費による財源手当てに加えて医療保険者間の財政調整、保険財政共同安定化事業などの実施により負担を均衡させる仕組みを取り入れる

など制度の安定化に努めてきているところです。

そうした制度のもと、町の国民健康保険特別会計においては、保険制度の根幹を認識しながらも財政基盤強化のために平成25年度から一般会計から制度外の一般財源繰り入れを行い、平成28年度においても4,000万円の繰り入れを行うこととしているところです。これは被保険者の負担増を回避しながら制度の安定性を図っていくため、やむを得ない対応として実施しているものです。

こうした状況を踏まえますと、議員ご提案の税率改正による負担軽減は大きな歳入構造あるいは歳出構造の変化がない限り現況においては難しいものと存じますので、ご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 再質問。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 国民健康保険法の第1条には、社会保障ということがうたわれております。こういう観点から、一般会計からの繰り入れをしていくことの必要性っていいですか、そういうことが私は大事だと思っております。そしてですね、今町長の一般会計からの繰り入れ、制度の安定性のためにやむを得ないものとしてやってきているってことでしたが、ぜひさらに越えて引き下げのために活用していただきたい。国はこれをもろろ不適切なようにいつてきておりますけれども、例えばですね、国民健康保険中央会が監修した運営協議会委員のための国民健康保険必携というのがありまして、2010年版にはこのように書いてあります。

“国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり共同して行ったりする面があるわけです。そこでもその部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国庫負担のみで賄われることは負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか”、こういうものがありました。こういうことからいっても負担軽減のために一般会計など利用するというのは、まあなかなか難しい、国の指導でも難しいとしてますけれども、でも他の自治体ではやっているわけですので、決してできないことではないと思います。ぜひ今後検討していただきたいと思います。その点について、もう一度お願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

国保法の第1条に定める社会保障であるという文言については、国保会計において軽減世帯に対する軽減分を一般会計から繰り入れすることが制度化されております。その部分を指してい

るものだろうと理解します。

また、国保中央会が監修した必携についても、ただいま議員が読み上げましたが、よく文章を緻密に理解しますと、多分に国保法第1条で言っている社会保障について言及しているものと認識しますので、答弁の繰り返しになりますが、現段階において現況においては一般会計からの法定外繰り入れを増額し、その結果として国保税の税率を改正し、軽減するという事は難しいということをご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 最後に子どもの貧困対策について伺います。

家庭の経済状況の悪化でもたらされる子どもの貧困は年々深刻になっています。給食のない夏休みにやせる子どもがいるとか、経済的な理由で十分食事をとることができない子どもたちの状況などが報道されています。日本の子どもの6人に1人が貧困状態にあり、ひとり親世帯では5割を超えるという数値となっています。秋田県では新年度予算に支援体制を整備するための準備費用を盛り込みましたが、当町ではどのような状況なのか、当町における子どもの貧困の現状と対策についてお伺いいたします。

経済的負担が大きくなっている子育て世帯への経済的支援を強める施策が求められています。就学援助制度の拡充について伺います。

義務教育の中でも中学入学時にかかる費用は大きく、就学援助の入学準備金だけでは補うことができません。中学校入学前に準備する学校指定の制服、体育着などの費用で男子は7万6,516円、女子では8万1,654円かかります。このほかにカバン、ヘルメット、上履きなどを購入すると10万円はかかります。それに対して中学の入学準備金は2万3,550円です。これではその半分も補うことができません。実情に見合うように拡充すべきではないでしょうか。

次に支給時期についてです。入学準備金の支給は当町では5月となっており、入学前の必要時に給付されず、実効のあるものになっていません。金額の大きい入学準備金を立てかえるのは大変な負担です。制度を利用できる小学6年生には3月に活用できる仮認定制度を導入し、早期に支給するべきではないでしょうか。

最後に、2010年度から新たに支給項目に加わったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給について求めるものです。3項目全部ではありませんが、近隣の大仙市や横手市など実施自治体が広がっています。保護者の負担を減らし、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにするため制度拡充を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の子どもの貧困についての美郷町の現状についてであります。それを示すデータといたしまして要保護・準要保護児童生徒の実態についてご説明いたします。

全児童生徒数に占める要保護・準要保護児童生徒数の割合は、ここ5年間において美郷町では8.5%から10.5%の間で推移しております。平成25年度における秋田県全体の数値は12.95%、美郷町が9.6%と美郷町が3.35ポイント低くなっております。平成27年度においては、美郷町は8.5%となっており、前年度より1.4ポイント低くなっている状況です。

次に、美郷町教育委員会における子どもの貧困対策についてであります。これまで取り組んできたこととしましては、就学援助制度の実施や奨学資金の貸し付けに加え、福祉関係者と教育関係者により支援が必要な保護者等の情報を共有し、対応してきたところであります。

一方、国や県の動向についてであります。平成25年6月に成立しました子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき各都道府県は子どもの貧困対策を検討する場の設置や対策計画の策定が求められており、市町村においては国・県と連携しながら当該地域の状況に応じた施策を行うこととなっております。

秋田県では子どもの貧困対策推進計画（仮称）は、本年3月末に成案となりますので、当町におきましても、その県の計画を参考にしながら今後の子どもの貧困対策を推進してまいりたいと考えております。

2点目の就学援助制度の拡充についてであります。町ではこれまで経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行ってきております。その認定につきましては、生活保護を受給されている家庭が要保護認定となり、それに準ずる準要保護につきましては生活保護認定基準の1.3倍以内の収入と認定された世帯の保護者を対象としております。

援助の対象となっているのは学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学学用品費、修学旅行費、学校給食費、学校病治療用の医療費などです。

さて、就学援助の対象費目のうち新入学学用品費を拡充すべきというご質問についてであります。当町では国の指針で示している新入学学用品費の金額の最高額を適用しており、現状では他市町村の基準と比較しても同等でありますので、就学援助制度の趣旨から見ても適切な金額であると認識しております。

次に新入学学用品費の交付時期についてであります。交付は例年5月上旬としております。

これは基準となる前の年の収入の確認のため3月中旬の確定申告期限をまっけてから4月以降の認定作業となりますので、事務処理上どうしても5月上旬の認定となってしまいます。当町といたしましては、これは制度上やむを得ないことと認識しており、秋田県内のほかの市町村においても同様の対応で行っております。今後ともできるだけ早い時期の交付に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を援助対象とすることについてであります。これは国が平成22年度に生活保護の扶助対象としたことを受けて、その後各市町村において検討してきているところであります。今般、秋田県の全市町村の状況を確認しましたところ、クラブ活動費を援助対象としている市町村はありませんでした。児童会費、生徒会費を援助対象としているのは25市町村中6市であり、PTA会費を援助対象としているのは25市町村中3市でありました。

このような実態を踏まえまして、当町におきましては国や県で推進しようとしている子どもの貧困対策にも考慮し、児童会費、生徒会費を優先させながらも児童会費、生徒会費とPTA会費を就学援助の対象とするかどうかを今後検討してまいります。

ご質問に対しては、以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 入学準備金のことですけれども、国の示している最高額ということでしたが、今質問でもお話ししましたが、実際にかかる費用と比べて大変な乖離があると思います。大変保護者の方々難儀しているわけですので、国の示している最高だとはいいながらも、余りに乖離にあると私は思いますけれども、その点はどのように教育長認識なさっているのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問についてであります。入学時の準備金として必要な項目として、最低限の文房具費あるいは運動靴等を見ての、つまり全ての子どもが必ず必要な費用ということで確認している部分が一つの基準として国のガイドラインで示している金額だと認識しております。

さらに、中学校に入学するときに、プラス部活動をするなどのための費用とか、あるいはその他の学校によって独自にこういう行事に取り組みをしているのでこういう費用がかかりますというプラスアルファの部分があると思います。それは学校によっていろいろ差が出てくるし、私立高校、私立の中学校なども全国にはあるわけですが、そういうところでは非常に多くの額を入学

時に納めてもらって学級活動をするというケースもございます。その辺のところを精査してみたいとそこの額がどのようなものなのかについては、こちらとしてもやはりそのまま美郷町の実態ということにならないことではないかというふうに認識しております。その点で美郷町の実態については、再度こちらでも正確な把握には努めたいと思いますが、基本的な考え方はそのようになって金額が決まっていると捉えております。

○議長（高橋 猛君） 再々質問。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 先ほどお話ししましたように、制服がありますよね、美郷中学校の男子の指定制服、ジャケットとスラックスですよね、夏と冬で、それだけでも4万7,520円するんですよね。そしてワイシャツとかも要りますよね。それからベストだとかセーターだとか、そういう決まったものを入れると大きい額になるわけです。これだけでも、もう制服だけで、この就学援助の基準額よりは、かなりもう差があると思います。全国的な、こちら辺にはないかもしれませんが、制服をなかなか用意できずに学校に行けなかったとか、そういうことの例も聞かれます。今子どもの貧困が全国的な問題化しているわけですので、そういうことのぜひないように今後検討していただきたいと思います。

1回しかだめなんですか。（「そうですね」の声あり）あと、だめなんですか。（「だめです」の声あり）

それとですね、支給時期のことですけれども、新潟市でことしから前年度に認定になっていた6年生については、3月に前倒しして支給するということを決定したそうです。それから以前から東京の板橋区では仮認定制度っていうのを設けて、やっぱり3月に、住民税確定する6月にならないとっていうことがずっとあったようですけれども、仮認定制度で早く支給しているということです。また、栃木県の日光市では入学資金貸付制度っていうのを導入して貸し付け開始日は1月下旬から3月上旬で貸し付け金額は小学校入学時は上限5万円、中学校入学時は上限10万円ということで就学援助に認定されれば就学援助費と貸付金が相殺されるようになっているという、こういうことを行っているところもあるそうです。ぜひ今後こういうことを検討して負担軽減を図っていただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁はいいですか。（「答弁いいです」の声あり）いいですか。（「済みません、お願いします」の声あり）

教育長、答弁をお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご指摘については、こちらもいろいろ研究し、調査をしながらですね、いろいろ勉強していきたいというふうに思います。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

（午前11時03分）

（午前11時12分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇藤原政春君

○議長（高橋 猛君） 次に、12番、藤原政春君の一般質問を許可いたします。藤原政春君、登壇願います。

（12番 藤原政春君 登壇）

○12番（藤原政春君） おはようございます。それでは一般質問の通告に従い質問いたします。

町の生活用水の供給事業、いわゆる上水道事業についての認識をお伺いいたします。

本町の簡易水道事業ですが、美郷町簡易水道設置条例によりますと現在の対象地区は千畑中央地区、黒沢地区、千畑東部地区、六郷畑屋地区、仙南中央地区、仙南東部地区、仙南南部地区の7地区であり、計画給水人口は1万3,919人を対象に1日の最大給水量5,340m³という安全安心な生活用水を安定的に送り続けているところです。町村合併以前の水道施設が多く、まれに老朽化等で施設にふぐあいが生じ、修繕工事等が必要になる場合もありますが、それでも早期に復旧させ地域住民の生活を守っていることは承知のことです。とりわけ台風、突風などで広範囲にわたり停電となっても自家発電機の作動により送水が中断しないことは受益者にとってまことにありがたい事業であり、必要不可欠な生活基盤施設であります。

さて、先ほど申し上げましたが、本町の簡易水道事業の内容を再度申し上げますと、簡易水道事業の対象地は7地区、給水人口は約1万4,000人弱であります。この給水人口を本町の住基人口であります2万600人で割りますと約70%弱となります。仮に昼間の本町への流入人口や工場事業所も対象に含むといたしましてもこの70%という割合はおおむね10%前後変動する程度ではないかと思っております。

そこで事業対象地区として条例に定められた地区以外の地区、また給水対象人口として条例に上げられている人口以外の10地区地域住民への生活用水の供給についてであります。この対象地区を地図に落としてみますと六郷地区の家々が密集している地域、安楽寺、馬場、東高方町、西

高方町、琴平西、琴平東、上町、馬町、米町、新町、大町、荒町、赤城、また点在している地域を初め千畑地域の一部などが事業区域外であることがわかります。これらの中には本町の簡易水道以外の非公営の簡易水道施設や小規模水道施設から生活用水を取水している地域も一部あります。ですから、全てとは申しませんが、この事業対象外となっております地域及び地域住民のほとんどは地中ボーリングをし、ホームポンプで地下水をくみ上げて生活用水としている地域です。これは当町においても当然承知していることと思います。

確かに本町は奥羽山脈を背に発達した扇状地上にあって自然環境に恵まれた土地柄であり、清水に代表される地下水の豊富さ、清らかさは全国にも誇れる本町の代表的な資源です。しかし、将来における本町の全町的な生活環境基盤を考えたとき、地下水という他に誇れる自然の恵みを有しているとはいえ、その自然環境だけに依存してもよいのでしょうか。これまでこの地下水依存に頼る形でもよかったと私も思います。しかし車社会の到来などであらゆる道路が舗装化された現在、地震などの被災を前提に構造強化を進めている現在、各自治体の政策とも連動しながら宅地開発が推進されている現在、また企業誘致などを求められている現在は、やはり自然環境のみで生活用水を維持していくインフラでは、今後災害時の発生で飲料水での事件、事故等があった場合、清水の里美郷のネームバリュー、そして観光にも影響があると思うものであり、これからは不十分でないかと私は考えます。

実際私が議員活動で地域を歩き、住民の声を聞きますと、水質検査の結果に異常項目があり、再ボーリングをした、地下水に濁りが入るので不安だ、水洗トイレや給水器を新規購入しても地下水使用だと保証の対象外になると約款に書いてあったなどの声とともに上水道の施設を望む声が、非常に多くとは申しませんが、複数ありました。しかし、要望がないという理由から施設として取り上げないという場合も確かにありますが、生活用水の供給は地域の声が少ないからといって、また厳しい財政状況にあることを理由に施策としないという性格のものではなく、行政として実施しなければならない義務的な施策であると考えます。

このような理由から、私は、ここで現在簡易水道事業の対象外となっている地域につきましても、新規に整備計画を策定し、事業実施するべきであると提案するものでありますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

簡易水道事業の対象地拡大についてですが、安全で安心な水道の普及を推進するため水道未普

及地域のアンケート調査を平成21年1月に実施しております。また、その中で特に人口の多い六郷地区については、平成22年11月に再調査を実施しております。

六郷地区について言及しますが、再調査の結果では六郷地区の水道未普及地域1,454世帯中1,089世帯から回答があり、そのうち水道を必要とした世帯は468世帯で賛同率32.2%、また3年以内に加加入すると回答した世帯は141世帯で9.7%という結果でした。

そこで、議員のご質問の生活用水供給の声が少なくとも行政として義務的に施策すべきのご指摘についてですが、当該地区は主に六郷畑屋簡易水道地区の給水エリアに接しております。そのため、六郷畑屋簡易水道の給水エリアを拡大し、当該地区の住民約3,900人に給水すればよいのではないかとありますが、簡易水道施設については初めに給水区域を設定し、エリア内の計画給水人口と計画給水量を算定して施設規模を決め、国の事業認可を受けて運営する施設で、現在の六郷畑屋簡易水道の施設規模では、その余力がなく、残念ながら不可能な状況です。

そのため、当該地区に給水をするには議員ご指摘のように新規に事業設定をしなければなりません。その事業設定には水源池の確保とともに浄水池や配水池、管路布設など多額の財源が必要となりますが、今後水道事業が企業会計に移行することが義務化されているため、新規の整備についてはこれまでの簡易水道のように一般会計からの一般財源繰り入れが難しくなり、債務の償還も会計内で処理する独立性が求められます。つまり収支を別次元に置いた義務的な事業とはいいたい環境が確実に待っているということになります。

こうした状況と見通しを踏まえて課題を克服して事業を実施するためには水道料金の適切な料金設定とともに高い水道加入率が求められます。現在の想定では90%以上の加入が必要ではないかと思われていたところですが、ところが、現在、当該地域の平成10年供用開始の下水道の状況を見ますと、これまでかなり加入促進を図ってきたものの、現時点では接続率が53%と低い状況にあります。こうした実態を踏まえるとともに、さきに実施した意向結果を合わせますと企業会計における水道施設の整備は加入率の観点で厳しい見通しといわざるを得ません。

しかし、先に述べましたアンケート調査から5年以上が経過していること、またさきの東日本大震災において停電により各家庭の地下水くみ上げポンプが稼働せず、町の給水車を多くの住民が利用したことなどを鑑みますと、水道に対する意向がさきの調査時点から変化している可能性もあり、改めて意向確認する必要性も認めるところです。

そのため、現在事業実施中の整備が一段落する時期を見据え、3回目となる水道整備に関する意向調査を実施し、水道に対する認識や加入意向について改めて把握してまいりたいと存じます。また、その段階においては、水道事業に対してより深く理解してご回答いただけますよう事

前に水道事業に対する情報提供などにも努めてまいりたいと考えております。

なお、六郷地区以外では本堂城回地区の自主的水道を除けば現在事業実施中の事業でカバーされる予定となっておりますので、あわせてご報告いたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。12番、藤原政春君。

○12番（藤原政春君） 町では水道の供給の一本化を目指しておりまして、また前回の国体のときには宿泊は上水道の完備した家しか宿泊できなかったという経緯もございます。また、これから東京オリンピックがあり、海外の観光客増、また政府の民間宿泊施設の認可などと今いわれておりますけれども、町でも観光客が来ると考えたとき、上水道完備であればと私は考えますが、そこら辺はいかがですか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 水道、上水道の簡易水道含めた上水道の必要性については、議員と同じ認識です。ただし、先ほど言いましたとおり事業会計が法律で義務化される前提に立ちますと会計として成り立つことを考えなければならない、その際の加入率が問題であると先ほど申しましたので、ご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

（12番 藤原政春君 登壇）

○12番（藤原政春君） 次に表彰について見解を伺います。

今、日本はT P P交渉締結で農業、工業の施策を実施しておるところです。また、デフレ脱却、インフレ2%としており、1億総活躍社会の実現のため施策を実行しておるところであります。しかし、ことしに入り、物価は中国経済の影響で下落ぎみの乱高下ぎみに、そして円は110円台になっております。そして日本のG D Pは国内総生産はO E C D加盟国の37カ国中20位であります。その一方、日本国内を見ると秋田県は全国で名目G D Pは全国35位であり、東北でも生産金額が最下位であり、大変危惧しているところでもあります。

そのような中で秋田県、そして美郷町では人口減少に歯どめをかけようとしており、また1人当たりの生産を上げることを前提に、農業振興では未来にアタック！農業夢プラン応援事業、農業経営発展加速化支援事業、新規就農総合対策事業など7つの主要事業が実施されており、また商工業振興では美郷ブランド開発販売促進事業、美郷うりこめ推進事業、特産品販売事業、拠点化推進事業、商店等にぎわい創出事業、企業誘致推進事業、企業活動支援事業、起業者等支援事業を実施されているところを承知するところでもあります。その結果、地域住民の雇用所得等に影響が出てくると思われ、目指すところの地販地消と地産外商が拡大していくものと私は信じてい

るところでもあります。

一方、住宅関連をみてみますと、住宅着工件数減少の中で民間住宅はハウスメーカーの進出が目覚ましく、地元工務店の受注減少が見られます。この傾向はハウスメーカーの営業、情報発信の上手さであり、そして一家の世代間での居住環境意識の相違、ユーザー自身が家屋存在のルーツの継承ができない環境でもあったと思われ、そのため施主がハウスメーカー展示場へ出向き、依頼するものです。そして、ここ10年から15年の間で地元の建設関係技術者のお客様ニーズの把握のおくれ、一般ユーザー宅へのリピート訪問、技術営業の遅延など世代を越えての地域でのコミュニケーションが少なかったことなどが挙げられます。

そこで、町の会社、個人業者は個人に仕事を依頼していただけるよう、技術情報、サービス等の発信で地元消費の地販地消の循環型商品になってくれればと思うところです。そこで、町では先覚者顕彰をやられており、坂本東嶽邸の展示、佐藤 章生家の蔵の改修移転等そして民俗資料館での伝統技術者の育成の事業を進めていると認識しておるところでもあります。前回も一般質問で述べましたが、特に建設に携わる方々が多い当町、また製造業、商業もあり、たくさんの職種があります。機械化が進み、農業工業にかかわらず大量生産してコストダウンをどうするかなどが課題とされていますが、先輩方の体で覚えたぬくもりの伝わる技術、機械製作とは違うすばらしい商品、製品があると私は考えます。

そこで、長年培った技術等の伝承者を表彰してはと思います。現在商工会では会員の中の社員で優良従業員表彰として10年、20年、30年の勤続年数で表彰いたしております。

一方、隣接する市では技能功労者を表彰しておりますが、自市在住の方で、当町の方が市に勤務していても対象外です。そこで長らくその業界で活躍された技能者の社会的経済的地位及び技術の向上を図り、美郷の産業発展に資するよう伝統技術継承してこられた方、各職業での指導、功労された方を技能功労者として表彰してはと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 技能功労者の表彰についてですが、議員ご指摘のとおり建設業、建築業等については、消費税率変更の時期前後で事業環境に差異があり、現在のところ以前の環境には及んでいないように認識しているところです。そうしたことから、議員がおっしゃるとおり、その業に携わる方々の気持ちを向上させるような取り組みについては、その必要性について認識しているところです。

そのため、町では以前より実施してきている住宅リフォームについて来年度も継続実施したく

来年度予算案に予算を計上するとともに、若者の定住を促進する支援策についても町内業者を優遇、優先する支援内容としているところです。また、職業スキル向上による就労支援のため職業訓練団体が行う技術習得及び資格取得に係る講習会等についても助成策を継続したく予算計上しているところです。

その上で現状を鑑みながら将来を俯瞰しますと、関係者が前を向いて業にいそしめるよう、あるいは後継者が育つとともに一層若手の就業者が増加していくために議員ご提案の表彰制度の意義を受けとめる場所ですので、既にある町全体の表彰規定との関係性を整理するとともに近隣自治体の例を参考にし、美郷町としての技能功労に対する表彰のあり方を検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい、ございません。終わります」の声あり）
（「発言を」の声あり）

町長。

○町長（松田知己君） 先ほど藤原議員の1点目の水道のご質問に対する答弁で訂正がありましたので、よろしくお願いいたします。

1点目について、六郷地区において再調査を実施した旨答弁しましたが、水道未普及地域全体に対して再調査を実施しておりますので、訂正いたします。

また、六郷地区以外では本堂城回地区の自主的水道を除けばカバーされる旨の答弁をしましたが、本堂城回地区などの自主的水道事業を除けばということで、「など」の追加をお願い申し上げます、訂正させていただきます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、12番、藤原政春君の一般質問を終わります。

◇ 深 沢 義 一 君

○議長（高橋 猛君） 次に、17番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 通告に従いまして質問をいたします。

質問事項は3点であります。一問一答にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに一層の防災対策に向けての質問であります。

5年前の2011年3月11日、巨大地震が発生し、未曾有の大災害を引き起こしました。死者・行方不明者は2万人を超え、さらには今なお震災と原発事故による避難者が17万4,000人にもものぼる

といい、誰もが忘れることのない心が痛む出来事になりました。5回目の3月11日を迎え、災害に対する備えを一層強固なものにしていかなければならないものと改めて思うところでありま
す。

さて、町では有事に備えて人、組織、物資、機材、それらの配備に怠りなきよう対処しておる
ところではありますが、なお一層の防災に向けた取り組み、とりわけ人的面への取り組み、ソフト
面についての質問をいたします。

まず、初めに消防団員応援制度の創設を提案するものであります。

現在、町の消防団員条例定数は448名であります。昨年27年4月1日時点での資料データでは
団員実数が369名、充足率82.37%で、仙北地域3消防団の中ではトップの充足率ではありませ
が、県平均の88.68%を下回り、県内32消防団の中では28位ということで、残念ながらワースト5
に入っている状況であります。

その後、数名の団員減少の状況のようではありますが、こうした町の消防団員数の状況や団員の
確保に向けた他自治体での取り組みなども参考にしながら提案として質問するわけではありませ
が、例えば香川県では、ことし1月1日から消防団員応援制度、また長野県でも同じく、ことし
1月1日から信州消防団員応援ショップ事業、さらには今年4月1日から神奈川県でも同様に消
防団応援の店制度をスタートさせるとのことで県全体を網羅した形や、同様の制度を愛知県小牧
市など自治体単独で取り組んでいるところもあります。いずれも全国的に減少している消防団員
を応援する機運を高め、加入につなげることを狙いにしたもので、消防団員が商店で割引サービ
スを受けられるといった制度のようであります。

体を張って住民の生命と財産を守るという崇高な精神のもと、活動する消防団員への応援体
制、応援制度は当町にもぜひ制定してほしいものと思っておりますし、まずはその一つとして、例えば
町の温泉施設の平常時の割り引きや消火活動後の優待など、町が関与する施設に対する優待から
始めてはどうかと思っておりますが、町長の考えを伺います。

次に女性消防団員の募集についてと機能別団員の確保についてであります。

これも昨年27年4月1日現在のデータであります。県内32消防団中21の消防団において女性
団員が採用されており、大仙市、仙北市においてもそれぞれ38名、15名と女性消防団員がおるよ
うであります。女性消防団員につきましては、災害時要援護者各位への防火訪問や地域住民に対
する応急手当への指導、あるいは防火防災意識の普及啓発を目的とした広報活動など女性ならで
はのきめ細やかなそして優しさと思いやりに配慮した活動が期待されるといわれており、女性消
防団員募集も積極的に進めるべきでないかと考えております。

また、2005年1月に総務省消防庁が新たな団員の確保として打ち出しました施策であります。機能が別消防団員の確保も重要であると考えます。特に消防団員の職業構成に占めるサラリーマン層の増加は今後も続くものと考えますし、このことについても取り組むべきものと考えますが、町長の考えを伺います。

3点目になりますが、防災意識を高めるための質問であります。昨年9月当町消防団第2分団が秋田県消防操法大会小型ポンプ操法の部において県内初の2連覇を達成したことは、まだ記憶に新しく、ことしも全国大会での活躍が期待される所でございます。

さて、その予選ともいえる地元消防大会の開催に当たり、各地域に設置されている自主防災組織にも積極的な参加を呼びかけ、全町での防災意識を高める消防大会とすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 防災対策についてですが、議員がおっしゃるとおり災害に対する備えを怠らず、防災に対する取り組みを継続し、強固な体制を構築していくことは生活の安心感にもつながる大切な観点だと思います。そうした認識のもと、1点目の消防団員に対する割り引きなどの応援制度についてですが、県内では消防団員を応援する取り組みとして県北の1市において消防団応援の店として民間の小売店等が割り引きなどを実施している事例があります。

そこで、ご質問の町の温泉施設で割り引きすることについてですが、温泉はご存じのとおり公共施設であり、そこで展開する施策については、施策に対する町民理解が求められます。消防団員の確保あるいは士気高揚を目的とした割り引きや助成につきましても、福祉施策とは性格が異なりますので、行政における公平性の観点を鑑みて全体的に思料すると町民理解を得ることが難しいのではないかと認識しております。

したがって、非常勤公務員である消防団員に温泉施設の割引や助成券を交付すること、あるいは公共施設である社会体育施設や集会施設について割り引きするなどについては、現段階では困難なものと存じます。ご理解をお願いします。

一方、ご紹介いたしました町内小売店が自主的に消防団を支援していただくことにつきましては、民間事業者の考え方によりますので、もしかすると取り組んでみたい町内事業者がいらっしゃるかもしれません。そのため、町商工会に対して県内の一事例についてお伝えしてまいりたいと思います。

なお、議員ご紹介の県外の事例は残念ながら承知しておりませんでしたので、実施主体並びに

実施内容について今後把握してまいりたいと存じます。

2点目の女性団員、機能別団員の確保についてですが、昨年4月1日現在で女性団員については県内16市町村、21消防団で324名が活躍されております。また、機能別団員については県内7市町で制度化されており、351名が活動されているようです。こうした状況を踏まえ、美郷町としても検討の必要性を感じるころですので、今後そうした方々の身分や活動範囲、報酬や費用弁償の状況など制度を既に実施している自治体の事例調査を行ってまいりたいと存じます。

また、その上で美郷町としての必要性を機能面と財政面の両面で検討し、今後、町消防団と意見交換してまいりたいと存じます。

3点目の町消防訓練大会の自主防災組織等の参加についてですが、小型ポンプ操法や規律訓練を地域の皆さんから応援をいただくことは操法などを見られる緊張感が生じるものの確かに団員にとって士気高揚につながるものと存じます。

一方、現在大会会場としている雁の里山本公園については、仮に多数の応援者がいらっしゃった場合、参観場所が公園西端、東端に限られるとともに比較的狭く、加えて参観される方の駐車場確保やトイレの問題など課題もあるところです。そのため、全町的に広く参集していただくことを前提にした大会とすることは雁の里山本公園では難しいものと存じますが、消防や防災に意識をお持ちの方が、この機会を逃さず見学や応援できるように周知することは必要と存じますので、来年度からは町広報等を通じ大会の開催内容等を町民各位に周知してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 1点目の応援制度について再質問したいと思います。

先ほども申し上げましたように県域全体を網羅した形で応援制度を設けているところもありますし、それがもしかすると秋田県というところにもあることもあろうかとも思います。再質問なんです、まずは今取り組んでおられるところが商店の働きかけということで、例えば消防服の洗濯のことでクリーニング屋さんに行って、頑張ってくれたねということで安くしてもらったら、これも一つありがたいことだと思うんですが、同じような考えの中で温泉施設も、町のことではありますけれども、町内一体として考えていくような方向で進められないかなというふうに思うところでの質問でしたが、今後そういった商店への働きかけということも含めてひとつご検討していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、非常勤公務員は消防団員以外にもたくさんの非常勤公務員がいらっしゃるわけで、町としての行政としての公平性の観点というのは消防団員についてのみそうすることが、例えば体を張って外で難儀をなさる交通指導隊の方々を含めたくさんの方がいらっしゃいますので、そうしたことを考えると消防団員を対象にした議員ご提案の公共施設での助成策は現段階では難しいというふうに答弁しました。

なお、町全体のということについては、先ほど答弁いたしました、商工業者が自発的に自分たちの生命財産を守ってくれていることに対するエールの一つとしてそういうふうな展開をなさることについては、全く異論はありませんので、そうした事例を商工会のほうに伝えてまいりたいと、そういうふうに考えます。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 2点目の質問に入らせていただきます。次に、防災行政無線の有効活用についてであります。

このことにつきましては、2年前の2014年3月定例において「いやしの郷」美郷を目指してのまちづくりについての質問事項3点目の質問として耳からの癒しや活力につながる効果を期待しての質問をしておりますし、そのときの答弁として、町民の価値観によっては情報提供とはいえ苦情につながったり逆効果になる危惧もあり、実施については十分な検討が必要とのことであります。

確かに防災情報としての放送においてや、また昼夜夕方の時刻放送についても耳障りだという声も耳にするわけでありますが、大きな苦情とまではいってないように私は思っております。美郷町防災行政無線施設設置条例第3条業務には、非常災害、その他緊急時の通報及び連絡、気象情報及び防災に関する情報の伝達、そして町の行政事務の連絡及び情報の伝達、そしてその他町長が必要と認めた広報及び連絡とあります。有効な活用に向けて検討されてきたことと思っておりますが、私は苦情につながらないような対処、つまりは時間帯や内容、機器の調整により苦情への対処は可能だろうと思っておりますし、情報の共有はもちろんのこと町の活力にもつながるものとして町の行事、イベント、町民の活躍についてなど町民への情報提供機器として、さらに活用を進めるべきと思っておりますが、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 防災行政無線の有効活用についてですが、平成26年第3回議会定例会でも

答弁いたしておりますが、防災行政無線の活用については議員も今おっしゃいましたが、一部の方から苦情が寄せられるケースがあること、放送内容が多くの町民から理解される内容であることなど、活用に当たっては十分な検討が必要である認識であることは変わりません。

そうした認識のもと、さきのご質問への答弁も踏まえ、活用方途を改めて検討いたしました。その結果として、それまでの災害、気象情報や熊などの危険動物の出現情報、火災予防広報や断水による給水情報の活用などに加え、新たに選挙案内や交通事故多発、特殊詐欺注意の呼びかけなどについて電波法令に基づく防災行政事務に関する事項として放送内容を拡大したところ。また、夕刻6時の時報についても無線設備の点検放送として認められており、現在実施しているところです。

ご質問にあります町の行事やイベント、町民の活躍などの情報については、設備の有効活用の観点を踏まえながら放送内容が防災行政事務に関する事項に合致するかどうかを検討し、対応を決めていくこととなりますが、電波を利用する関係から電波法等の法令に基づく運用の範囲内での整理が求められ、そのためどうしても制約が生じますことに、どうかご理解をお願いいたします。

なお、議員がおっしゃいました苦情につながらない対処については、確かに現行の施設の中で範囲、制約はありますが、可能であります。しかし、全てについて完全に苦情が寄せられないということについての自信はございません。

なお、今定例会に提出しております平成28年度一般会計予算案においてはFM波を利用した防災ラジオを購入する予算を計上しております。3年間で全世帯に設置する計画です。そのラジオにおいて防災行政無線と同様稼働確認のために平常時に定期的な放送を考えており、その際町の週間イベントや観光案内、町民のご活躍などの紹介を含めた利用ができないか、ラジオ局と今後調整してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

では、次の質問に入っていただきます。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 3点目になります。次に、町のマスコットキャラクターをとということについてであります。

この質問事項も7年前の2009年にも質問しておりますし、その時点では作成は考えていないが、趣旨は十分に理解しており、より親しみやすく町のよさや特徴が伝わりやすいことを念頭に幅広く検討してまいりたいとの答弁があり、その後2013年に美郷のミズモ君が誕生し、今では町

内外で美郷のイメージキャラクターとして活躍しておるところであります。

そうした中で以前から町民が目にするキャラクターもあり、美郷米や農産物をイメージさせる美郷マイミー、さらには千畑町時代からのキャラクターで畑屋うさぎをモチーフとしたミミーちゃんなど、どちらも愛くるしく、マスコットキャラクターとしてはうってつけのキャラクターであると思っております。とりわけマイミーについては、美郷フェスタやOTAフェスタなどにおいて大活躍するものと期待されますし、昨年12月定例一般質問での森元淑雄議員からの家族キャラクターを加えてはどうかという質問もありましたように、それぞれのキャラクターの活躍も期待されますし、ミズモの負担軽減という意味からも、こうしたキャラクターを町のマスコットキャラクターとして登用してはいかかと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 町のマスコットキャラクターについてですが、町では平成25年に町のイメージキャラクターとして清水の妖精美郷のミズモを誕生させ、各種印刷物への掲載やSNSでの情報発信、着ぐるみによる活動を通じて町の観光や物産等の魅力を発信してきたところです。また、そうした活動の結果、美郷のミズモの認知度も上がってきており、ゆるキャラグランプリ2015では1万7,661票を獲得し、全体で224位となったところです。

さて、議員ご提案のほかのキャラクターを町のマスコットキャラクターに登用する件についてですが、現在町では美郷町産の農産物等をPRするマイミーちゃん、町民の方々の声を広く町政に反映させるためにご意見を頂戴するみさとミミーちゃん、上下水道の普及を啓発するハリーちゃんがそれぞれの分野で活躍しております。これらのキャラクターはそれぞれの分野でそれぞれの役割を背負って生まれ、またその役割で町民に認識認知されているものと思っておりますので、できればこれまでどおりそれぞれの分野で活躍してもらうことが望ましいと考えております。

そのため、美郷町全体の魅力発信については、やはり美郷のミズモに、ぜひ任せていただきたいと美郷のミズモの気持ちを代弁し、ご理解いただけますようお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問。17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 再質問です。ミズモについては理解はしておりますが、再質問ということですね、OTAフェスタのときをイメージしたときに、ミズモはミズモで確かに町のイメージキャラクターとしての面では非常に美郷町をよくあらわしているイメージキャラクターだと思います。ただ、農産物を販売というようなことを目的とした場合に、私としてはぜひマイミーを、いわば着ぐるみという形であの場で活躍させるということが非常に誘客にもつながるのでな

いかというふうに期待しておりますが、答弁をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

マイミーちゃんを決して嫌いなわけではなくて、非常に可愛がっている一人として、マイミーちゃんが背負っている農産物のPRという観点では農産物販売の際にPRすることがまさに理にかなったことであるというふうに思います。それをマスコットキャラクター、町の全体のマスコットキャラクターにするかどうかというのは、また別の問題であると思いますので、議員ご提案の着ぐるみについて準備したらどうかということ、そのことについては今後検討してまいります。農産物の販売に関してという分野での活躍を整理した上での議論にさせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、17番、深沢義一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月17日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後0時00分）